# 14. 分 科 会 規 程

## 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境衛生施設工業会(以下「本会」という。)の 定款第39条の規定に基づき、本会の事業の基盤となる分科会の運営等を円滑に行 うことを目的とする。

#### (分科会の設置)

- 第2条 本会は、定款第37条第2項に規定する分科会を、企画運営委員会及び技術委員会の下に理事会の議決を得て設置する。
- 2 正会員は、自己の有する製品、機種等が属する分野の分科会に必ず所属しなければならない。
- 3 分科会は、それぞれの分科会において所属正会員の3分の2以上の同意を得たう え、理事会の議決を得て廃止することができる。

#### (分科会の構成)

- 第3条 分科会は、正会員の有する製品、機種等の分野別に置き、それぞれの分科会は、正会員により構成する。
- 2 正会員が、現に所属する分科会のほか他の分科会に入会し、又は現に所属する分 科会を退会しようとするときは、別に定める様式による申込手続きを行い、入退会 しようとする当該分科会の同意を得て、理事会の承認を得なければならない。

ただし、理事会は入退会について疑義がある場合は、企画運営委員会又は技術委員会の意見を聴することができる。

# (分科会の事業)

第4条 分科会は、次の事業を行う。

- (1) 理事会又は常任理事会の承認若しくは指示を受けた分科会に属する製品、機種等に係る事項に関する調査・研究及び報告
- (2) 企画運営委員会、技術委員会又はその他の委員会より要請された事項に関する調査・研究及び報告

- (3) 行政等に関する各種情報の収集、解析及び交換
- (4) 企画運営委員会、技術委員会、その他の委員会及び各分科会との相互連絡、協 調及び意見具申
- (5) その他分科会が必要と認める事務の処理

# 第2章 分科会委員

#### (種類)

- 第5条 分科会の実務を担当するために、1正会員につき2名の分科会委員を置き、 その1名を事務担当、他の1名を技術担当とする。
- 2 1分科会に、役職者として分科会長1名及び副分科会長2名以内を置く。
- 3 分科会長は、分科会の推薦により分科会委員の中から会長が委嘱する。
- 4 副分科会長は、分科会委員の中から分科会長が指名する。

# (職 務)

第6条 分科会長は、当該分科会を代表し、事務を統括する。

- 2 分科会長は、理事会、常任理事会、企画運営委員会、技術委員会、その他の委員会及び他の分科会(以下「理事会等」という。)の要請により、また必要あると認めるときはこれらの会の長の了承を得たうえ、その会議に出席して当該分科会の意見を述べることができる。
- 3 分科会長は、理事会等の長からの意向、連絡事項等を当該分科会委員に伝えると ともに、これらの趣旨をふまえて会の運営を行わなければならない。
- 4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときはその職務を代行する。

#### (任期)

- 第7条 分科会の役職者の任期は、定款第24条に定める本会の役員の任期に準ずる。
- 2 分科会の役職者に欠員が生じた場合は、原則として当該役職者が所属する正会員である法人より後任者を補充するものとする。
- 3 前項の規定により選任された役職者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 分科会の役職者は、任期満了であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

#### 第3章 会 議

# (招集)

- 第8条 各分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が次の場合に招集する。
  - (1) 分科会長が必要と認めるとき
  - (2) 委員会の委員長からあらかじめ議題、開催時期等を指定して、開催を要請されたとき
  - (3) 当該分科会の5以上の正会員から要請されたとき
- 2 会議の議長は、分科会長がつとめる。

### (議 決)

- 第9条 会議は、当該分科会に所属する過半数の分科会委員の出席をもって成立し、 出席分科会委員の過半数をもって賛否を決する。この場合に、1正会員から複数の 分科会委員の出席があっても、出席者数は1名と数える。議案に対し可否同数のと きは、議長がこれを決する。
- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない分科会委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の分科会委員を代理人として表決を 委任することができる。
  - この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 3 分科会は、事務の処理について急を要するときは、所属分科会委員に書面により 賛否を求めることができる。この場合において、前条及び前2項の規定を準用する。

#### (小委員会)

- 第10条 分科会は、第4条に定める業務の一部を行うため、必要に応じ分科会の同意 を得て、小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会委員長は、分科会長が指名する。
- 3 第1項の小委員会に、第8条及び第9条を準用する。
- 4 小委員会の委員の任期は、当該業務が完了したときに終了する。

#### (合同会議)

第11条 分科会長が、企画運営委員会、技術委員会、その他の委員会又は他の分科会

と合同して会議を開催する必要があると認めるときは、関係する会の長と協議のうえ、該当する会と合同の会議を開催することができる。

- 2 前項の合同会議の議長は、発議した分科会の長がこれに当たる。
- 3 会議には第9条を準用する。
- 4 分科会、企画運営委員会、技術委員会及びその他の委員会は、相互に連絡し協力するものとする。

# 第4章 雑 則

# (規程の変更)

第12条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

# (その他)

第13条 この規程に定めるほか、分科会の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て、 別に定める。

# (事務局)

第14条 分科会の庶務は、本会の事務局が処理する。

#### 附 則

- 1. この規程は、平成5年4月1日より施行する。
- 2. 従前の専門部会規程(昭和54年9月1日)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成5年6月7日より施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月25日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日より施行する。